

熊本大学大学院法曹養成研究科
平成26年度第4期募集 法律科目試験問題

刑 法

平成26年2月23日（日） 10:00～10:45

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題の中を見てはいけません。
2. 問題用紙は1枚、解答用紙は2枚、下書き用紙は1枚です。
3. 解答用紙には、熊本大学大学院法曹養成研究科の受験番号のみを記入し、氏名は記入しないで下さい。
4. 解答は横書きにして下さい。解答用紙の追加・交換はしません。
5. 解答にはボールペンまたは鉛筆を使用して下さい。
6. 問題の内容に関する質問には応じません。
7. 貸与した六法に書き込みをしてはいけません。
8. 試験終了後、問題用紙および下書き用紙は持ち帰って下さい。

【問題】以下の問いに答えなさい。(配点：60点)

Xは、いわゆる酒乱であり、清酒に換算して3、4合以上飲酒すれば他人に対し暴力を振るうことが多く、過去には、複雑酩酊を原因とする心神耗弱状態で傷害行為を行い、執行猶予付き有罪判決を受け、かつ、裁判官から特別遵守事項として禁酒を命ぜられたほどであった。

このような事情があったため、Xは、飲酒すればその誘惑から自己規制が困難となり、杯を重ねて異常酩酊のための精神障害により是非弁別能力又は行動制御能力が少なくとも著しく低減する状態になって他人に暴行を加えるかもしれないことを認識予見しながら、これを認容し、平成26年1月6日午後5時過ぎ頃から仕事先で清酒3合を飲み、その後自宅近くの飲食店で清酒2合を飲み、さらに自宅に戻ってから清酒3合を飲んだ。その結果Xは病的酩酊状態に陥り、意識は多少あるが是非弁別能力及び行動制御能力を完全に欠如する状況で、同夜遅く自宅の台所包丁を携えて家を出、自宅周辺を徘徊していたところ、翌7日午前0時15分頃、以前から自宅の境界線をめぐって反目していた隣家の住人Aを認め、殺意を持って、同包丁にてAの腹部および胸部を複数回刺し、よってAを死亡させた。

以上の事実関係に基づき、Xの罪責について論じなさい。ただし、特別法について言及する必要はないものとする。

以上